

# NPO法人暖(のん) 寄付金のお願い



NPO法人暖は設立以来、どんなに重度の障がいがあっても安心して暮らせる地域社会を目指して、様々な活動を行ってきました。

たくさんの方々から応援をしていただき、居宅介護事業からスタートした取り組みが、短期入所、放課後等デイサービス事業へと拡がり、そのおかげで障がいの有無に関らず、幅広い世代や地域の方々とのつながりができつつあります。

しかしながら、今尚、障がいのある方々の地域生活には、多くの課題が宿題として残されており、とりわけ、制度の枠の中での自立がとて難しい方々の親亡き後の生活は未だ見通しが立っていないのが現状です。

「施設や病院ではなく、住み慣れた地域で暮らしたい」…その思いは切実です。

私たちは、一人ひとりの暮らしが尊重され、その人らしい人生があることを願い、まずは、生活の「場」の整備に取り掛かりたいと考えます。

ご寄付いただきましたお金は、その生活の「場」づくりの事業の資金とさせていただきます。

皆さまのご支援ご協力の程何卒宜しくお願い致します。

## 暖は、認定NPO法人をめざしております!



当法人は認定 NPO 法人をめざしており、その前段階として、2015 年 12 月に仮認定 NPO 法人の認証を取得しました。

認定 NPO 法人制度とは、NPO 法人への寄付をしやすくするため、一定の要件を満たす法人について、所轄庁が認定を行う制度です。認定 NPO 法人になると、税制上の優遇措置を受けることができます。

取得した仮認定の制度は“認定 NPO 法人へのステップ”として用意されたもので、有効期限は 3 年、この 3 年の間に、年間 100 人の方から 3,000 円以上のご寄付をいただくことで、認定 NPO 法人として認証されます。

認定 NPO 法人となることで、公益性ある団体と信頼を得られると共に、より税制上の優遇措置も受けられます。(仮認定期間中も寄付控除は受けられます)

より多くの方に伝え、そしてご意見を頂きながら、共に生活の「場」づくり事業を進めていきたいと考えます。



## ご寄付の方法

仮認定 NPO 法人の認証を取得しているため、いただいた寄付は税制上の優遇措置が受けられます。

- ① 個人で寄付した場合、所得税の寄付金控除（所得控除と税額控除のどちらか有利な方を選択可能）が受けられます
- ② 法人の場合、法人税の寄付金控除が受けられます。一般の寄付金にかかる損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設けられています

**仮認定 NPO 法人寄付金 3000円 ~**



## お振込方法について

- ① お申し込み用紙に必要事項を記入のうえ、暖まで郵送 または F A X をお送りください



- ② 必要金額を指定口座にお振込または、郵送(現金書留)にて入金をお願いします

**金融機関** ■振込先① 滋賀銀行太秦支店 口座番号：400913

名義：特定非営利活動法人 暖 理事 八十島美奈子

■振込先② 京都中央信用金庫三条支店 口座番号：1133461

名義：特定非営利活動法人 暖 代表理事 八十島美奈子



- ③ 確認の上、寄付金受領証明書を発行致します

お問い合わせ：特別非営利活動法人 暖 住所：京都市南区東九条南烏丸町 10

代表理事：八十島美奈子 電話：075-662-2022 FAX:075-662-2040

総務担当：野田博之 ホームページ：http://npo-non.org/

※ その他、ご不明点は NPO 法人暖まで、お気軽にお問い合わせください。